

第4回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会会議録

1 会議名

第4回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会

2 開催日時

平成30年3月28日（水）午後2時00分～午後4時10分

3 開催場所

北杜市役所 北館 大会議室

4 出席者（敬称略）

出席委員

鎗野達男（市内に住所を有する者）

学正博次（市内に住所を有する者）

弘田由美子（市内に住所を有する者）

塙喜一郎（市内に住所を有する者）

渡部義明（市内に住所を有する者）

三浦剛（市内に住所を有する者）

長田富丈（市内に住所を有する者）

高尾康太（佐々木周代理、太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

大友哲（太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

相吉正一（市議会の議員）

加藤紀雄（市議会の議員）

志村清（市議会の議員）

井出一司（市議会の議員）

進藤正文（市議会の議員）

栗谷真吾（市議会の議員）

坂本清彦（学識経験者）

篠原充（学識経験者）

松本真由美（学識経験者）

欠席委員

金丸正幸（太陽光等再生可能エネルギー発電事業者）

佐藤長英（学識経験者）

事務局

中山和彦（生活環境部環境課長）

内藤肇（産業観光部林政課長）
植松宏夫（建設部まちづくり推進課長）
由井克光（産業観光部農政課長補佐）
田丸敬一（生活環境部環境課環境保全担当）
有賀英敏（生活環境部環境課新エネルギー推進担当）
小林勝己（産業観光部林政課林政担当）
末木陽一（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）
千野裕介（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）
鳥原弘達（建設部まちづくり推進課景観まちづくり担当）

会議録署名委員

進藤正文

栗谷真吾

5 議事

太陽光発電設備（設置）に関する課題について

- （1）地域との合意形成に係る事項
- （2）立地場所の適切な選定に係る事項
- （3）自然環境の保全に係る事項
- （4）景観の保全に係る事項
- （5）生活環境の保全に係る事項
- （6）発電事業者の責任に係る事項

6 公開・非公開の別

公開

7 傍聴人の数

27名 報道関係者 5社

8 内容

- 1) 開会
- 2) 委員長あいさつ
- 3) 議事
- 4) 閉会

(事務局) 本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。司会進行は、まちづくり推進課の植松が務めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は18人のご出席をいただいておりますので設置要綱第7条第3項により、会議は成立していることをご報告申し上げます。また、本日は佐藤委員、金丸委員より欠席のご連絡をいただいております。事業者については自然電力株式会社の佐々木委員の代理として同社の高尾様にご出席をいただいておりますのでご報告いたします。

また、本委員会の公開については、北杜市審議会等の公開に関する要綱において原則公開としております。また、非公開に該当する事項も含まれていないものと考えております。要綱において、予め公開・非公開の協議を行なうこととあり、会議の開催通知においてご連絡申し上げましたが、ご意見等ございませんでしたことを報告し、公開することを確認させていただきます。また、本日の委員会の開催について事前に公表を行なったところ、27名の傍聴希望者がありましたのでご報告いたします。傍聴人の皆様には傍聴要綱を遵守されますようお願い申し上げます。また本日の報道関係者については、山梨日日新聞、八ヶ岳ジャーナル、日本工業経済新聞、東洋経済新報社、NHKです。報道関係者からは写真撮影、録音、テレビ撮影の申し出がありました。これを許可してもよろしいでしょうか。

(一同) 異議なし

(事務局) それでは報道関係者は事務局の指示に従い、議事に支障のないようお願いいたします。では、次第に従い進めさせていただきます。なお、本日の会議の予定は予め通知に記載しましたが、概ね2時間とさせていただきます。午後4時の終了を予定しておりますのでご協力よろしくをお願いいたします。それでは、開会の言葉を坂本副委員長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(副委員長) みなさんこんにちは。前回雪の中だったとは思いますが、私は所用で明野にたどり着くことができませんで大変申し訳ございませんでした。桜もだいたい芽が膨らんできて韮崎の駅前も早めの桜が咲いていますが、そのところで只今より第4回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会を開始いたします。

(事務局) ありがとうございます。次に、委員長より挨拶をいただきたいと思っております。篠原委員長よろしくお願いいたします。

(委員長) 本日は年度末ということでございまして大変慌ただしい中でございますが、当委員会も第4回目となります会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。先ほど副委員長からもありましたように、前回は大雪に見舞わ

れまして一時は会議進行がどうなるのかと心配しましたが、打って変わって本日は春を飛び越えて、まるで初夏のような陽気となっております。前回の3回目から、今回にかけての間に冬から春へと季節が移り変わったわけでございます、それもひしひしと感ずるところでございます。さて、前回は市民委員の皆様が作成しました資料に基づきまして、市民委員から説明と発表をしていただきました。今回はその資料の課題に基づきまして、ご議論をいただく場となると思います。いよいよこの課題の項目に従って議論をされていくという段階に参りまして、議論の絞込みがされてきているような感じがいたしております。委員の皆様には、本日は季節の移り変わりと同様に、更なる次の議論の場へとステージが順次進行していきますようご協力をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(事務局) ありがとうございます。次に議事に入ります。議長については設置要綱第7条第2項の規定により、委員長が議長となるとしております。篠原委員長、議長としての議事進行をよろしくお願いいたします。

(議長) それでは、今事務局よりございましたように議長を務めさせていただきます。

スムーズな進行ができますよう、ご協力をお願いいたします。

まず会議録について申し上げたいと思います。北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱第8条の規定によりまして、会議の会議録を作成し公表することとなっております。会議録には会議で指名する者2名以上の署名が必要となります。会議録の署名には進藤委員、栗谷委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは議事に入りますが、議事については冒頭の挨拶で申し上げましたように、太陽光発電設備設置に関する課題についてとして議論をして参る予定でございます。また、前回の会議においていただいたご意見を参考にして6つの項目に分けて順次議論をして参ります。そして、2つほどその前に注意を皆様に申し上げたいと思います。1つ目は、議論において個別の案件に対する非難や誹謗中傷をするような発言はしないこと。また2つ目は、項目以外の発言に関しましては議事終了後の時間の状況を見てご発言いただくか判断をしたいと思いますので、委員の皆様にはくれぐれも進行の妨げとなるようなご発言のないようご配慮をいただきたいと思います。また1つ確認をさせていただきますが、本日のお手元の資料に関しましては、太陽光発電事業計画に基づいた事業を行なうにあたっての市民委員の皆様が作成した資料の「太陽光発電設備設置により住民が直面している諸問題」という課題を各項目挙げていただいておりますので、委員の皆様の中にこの課題に対する質

間がある場合には、市民委員の皆様にご説明をいただきたいと思いますのでご了承くださいたいと思います。

それでは、資料の1ページでございます、「(1) 地域との合意形成に係る事項」についてご議論したいと思いますのでご発言をお願いいたします。

(委員) どうぞ。

(委員) これから本格的な議論に入ると思うんですけども、その前に少しこの委員会が今後どうあるべきかという観点から包括的な意見を述べさせていただきたいと思います。本来再生可能エネルギーというのは、社会と調和し持続可能なエネルギーであるはずだと私は思います。しかしながら、以前に視察で見た事例でわかりますように、多くの事業者は短期的、投機的、利益が目的で持続不可能な発電事業者が多いのが現状ではないかと思えます。彼らの多くは、20年後の事業継続はほとんど考えていないと思われま。そこで、このまま放置しますと20年後には太陽光発電の廃墟が北杜市の負の遺産として残るのは間違いないと思っています。そこで私たち委員は生活環境や自然環境を破壊するこのような太陽光発電の乱開発を止める、社会的責任が起きていると思います。これはまさに、北杜市で暮らしていく将来世代に対しての責任でもあると思います。規制強化は確かに事業者の訴訟リスクはありますが、そうかといって手を拱いて将来世代に対する大きな責任を介すべきではないと思います。リスクを恐れず、将来世代を含めた北杜市民に対する責任を果たすために、これからこの委員会で真摯で誠実な議論を深めていただくよう切にお願いいたします。将来、「あの時この委員会が太陽光発電の乱開発を止めるきっかけになった」と言われるようにしようではありませんか。以上です。

(議長) ありがとうございます。(委員) どうぞ。

(委員) 委員長仰るとおり、議事進行にご協力をする立場で簡単に話させてもらいます。委員が20人ですが、それぞれ応分のポジションで責任を持って参加していると感じております。前回、前々回現地調査等、学識経験者は弁護士さんが欠席ですよね。事情はあるんだと思いますけれども、等しく責任を負うとはいえ、学識経験者が現地も踏まえて議論に参加していただきたいと思えます。どういう理由で欠席されているのか心配しております。というのは、文言で知る、あるいは写真で知る、それ以上にやはり現地をご案内して、等しく共有してほしいと思いますので説明を求めます。以上です。

(議長) 佐藤委員の欠席の事由について、事務局からお願いします。

(事務局) 佐藤委員におかれましては、体調不良ということで本日ご出席は叶いませんでした。これまで議事内容については、資料や議事録等も送付してございましてご確認をいただいているものと考えておりますので、欠席することにお

いて後れはないものと我々は考えております。以上です。

(議長) 他はございませんか。(委員) どうぞ。

(委員) (委員) の発言で少し気になったことがあったのですが、解釈によってだいぶ違うかもしれませんが、私たちに求められているのは少なくとも設置要綱に設置の目的や所掌事務などが書かれていますので、その範囲で議論をして援用するということが我々の任務であると思います。そこで、あと真摯に誠実に対応をしましょうということをあえて言われたことに対して、少し違和感を感じました。こうなると、なんとなく私たちが真摯に誠実に対応していないのかなというふうにとれてしまうんですね。

(委員) そういう意味ではございません。

(委員) そういう意味ではないですよ。冒頭でなんとなくそういう感じがしましたので。

(委員) そのことは私自身に対しても言っています。私自身も真摯に誠実に対応したいということです。

(委員) ありがとうございました。

(議長) 他はございませんか。(委員)。

(委員) 今日事業者の人は2人だけなんですけども、私は先ほどの20年後のことを考えないで事業を行っているところがほとんどであるという意見に対して、それは決め付けているというか、基本的にはほとんどの事業主が20年後の将来のことも考えていると思います。

あと、今日資料を作ったんですけれども、もし配ってよければ篠原委員にこの場で許可を得て、今日喋ることをまとめてきたので簡単にわかることなので意見として配っていいですか。そのほうが話が早く進むので。それで、市民委員の方が表を作って色々この間発表されましたよね。事業者としても太陽光発電に対する基本的な考え方、要するに20年後どうするかということが一番基本的な考え方なんですけれども、20年後で終わりではないと私は考えているんですね。始まりだと思っているんですよ。20年間は国の保護の下に高い買取制度があって、それ以降は自由な売電事業が展開されるので、私個人としては20年後はすごく発展する未来を描いているんですね。そこを踏まえて、20年後に全部撤去してまた元に戻るんだという考えは全くの間違いだと思うので、そういう視点に立って議論されるのであれば問題だだと思います。北杜市の発展のために100年後、200年後にこれが良い意味で発展していくことを願っているんで、そういう観点から良い事業ができるように話し合いをしていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。そういう意味でこの資料を持ってきました。

(議長) まず資料のことですが、事前の提出ということで会議の中で盛り込んでい

くかということも先に資料を通す必要があるので、今この場で提出というのは遠慮させていただきたいです。

(委員) いいです。理解が可能ならということで。

(議長) それともう一点、今日は6項目ほど課題があるので、「地域の合意形成に係る事項」ということで今議論が始まっているのですが、そういったところの取っ掛かりですので、今言う他の委員の意見に対して意見があるようであればその意見はこの場でできますので、続けて発言していただければそれはそれで結構だと思います。

他はございますか。(委員)。

(委員) 今のご意見に対して少し申し上げますけれども、確かに中にはちゃんと20年後も考えた事業者もいると思います。ただ実際、現状を見ますとガイドラインや要綱をほとんど守らずに、言ってみれば社会的責任をきちんと果たさずに事業を展開されている業者が多いと感じています。ですから、そこを是非直していただきたいと思っています。以上です。

(議長) (委員)。

(委員) 今のお話ですが大きな全体的な話になって、私が今日思っていた、この間は全体の話をして今回は個別に対して意見交換をして、私たち市民としてはこれは問題だと思ったことに対して、ご意見やご質問をするということを議長が言われたと思うのですが、少し方向性が変わっているんじゃないかと思うので当初の議事どおり進めてはいかがでしょうか。

(議長) ご指摘ありがとうございます。(委員)の仰るようでございます。大きなところに最終的には行き着くかと思しますので、手元にある資料の前回発表していただきました項目もでございます。その中でいくつか細かい項目に分かれておりますが、まず地域との合意形成という課題が第1項目でございますので、その中でのご発言やご意見等をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

(委員) 地域との合意形成、これは一番大事だと思います。これは市の要綱でも最初に書いてあるということで、ちょうど第5条に「地区市民等に対して事業内容の周知に努めて合意形成を図る」、これがされてないんですよ。太陽光の設置については国が推進していますから賛成なんです。ただ、今の現状が地域住民に説明をしなくて、それでトラブル等色々あるんですよ。そこはしっかりしていただきたいということで、市民グループがまとめたとおりだと私は思います。今FIT法が改正されて、地域住民との共生や共存を図る、これが国が平成29年4月から施行しているんです。要綱でもいいんですが、事業者でそこを遵守しない事業者がすべてじゃないんですがかなりいる。そこをきちんと事前に、例えばこういう形で高さはこうして圧迫感がないよう

にする、遮蔽する等そういうことも含めて、今一番のテーマはこれですから、まず最初に地域住民との合意形成に対して皆さんから色々な意見をお伺いしてどういう方向性にするか、自ずからそうすれば、今の要綱だとできる規定で強制力がないから条例化という意味で進んでいくことができる。あとは当然住民との合意形成、例えば新築の家を建てるにしろ、近所にはちゃんと説明をするわけですよ。工事中は迷惑をかけますがよろしくとか。やはりそのルールをきちんと守ってくれる業者もいますけども守らない業者が一部にいる。それが今北杜市で問題になっている。ですから、それについて是非委員皆さんの意見を聞いてほしいと。市民グループからの提案ですから、他の委員から疑義があれば質問してもらって進めていただきたいと思います。

(議長) (委員) からもございました、地域との合意形成ということで事前説明だとか前回の説明や資料にもございましたが、それについてのご意見、ご質問の発言をお願いいたします。(委員)。

(委員) 基本的には市民委員の方々が作成していただいた資料と、あとは今(委員)が発言された意見と私も同じような感覚を持っているんですけども、北杜市としては、指導要綱として「地域住民に対して事業内容の周知に努めること」ということで記載はありますが、実際それがなされているかどうかというとなされていない現状もたくさんあると思っていて、市民の方々から「突然木が切られちゃって建てられ始めているんだけどどうしたらいいだろう。」という相談を受けることがすごく多いんですね。そういう事態になる前に、やはりまず地域住民の方々に情報の周知をする意味で説明というのが必要なことだなと思っていますし、実際に他の自治体の条例でも住民に対しての説明を行なうという文言だったり、あるはずなので当然北杜市でもそういった取り決めも条例の中に謳えるかと思しますので、市民委員の方がどのようにお考えなのか少し聞かせていただければありがたいと思うんですけども。以上です。

(議長) (委員) のお考えがありましたが、市民の皆様にも事前の説明というものを条例に掲げたらどうか等ご意見ございましたが、何かこの件に関してご意見ございますでしょうか。どうぞ(委員)。

(委員) 先ほど(委員)からは、こういった説明がないのはごく一部というご発言をいただきました。ただ、少しそこは私と印象がだいぶ違っているところがあります。実際に山梨県のガイドラインでは、計画段階で住民との合意形成を行なうということになっています。ですから、基本的にこの土地で太陽光を計画したという段階で説明するべきというのが経産省のガイドラインでもそうですし、山梨県のガイドラインでもそうになっています。山梨県のガイドラインが平成27年11月に制定されました。北杜市の指導要綱は平成26

年に制定されました。これだけ経っていながら、実際に私がお相談を受けたり現場に行ったときの事実としては、先ほど（委員）が仰ったように、伐採が始まった、設置が始まった、何らかの着手が起こってから住民が事業者を探し出して説明を求めるといことがほとんどだと思います。数字を詰めているわけではないんですが、印象としては9割ぐらいは設置が始まって何らかの着手が起こってから説明を求めるといのがほとんどだと思います。ですから、私としては先ほど（委員）が仰ったように、この要綱では限界があるのかなと感じています。やはり法令という形で強制力がないところに協力は残念ながら得られていないのではないかと思います。（委員）のご質問に対する答えから飛んじやって申し訳ないのですが、要綱は平成26年ですからほぼ4年になります。県のガイドラインからも3年目ということになります。しかし実際には、私の印象が間違っているのかもしれませんが、ほとんど計画段階で説明されることはないと思っています。私は必ず設置届出台帳は全部開示請求させていただいています。その中で半分が事後の設置届です。皆さんが頑張ってパトロールされたり、それとも事業者の方が後から気がついてかはわかりませんが、例えば今年の12月くらいでは平成25年、26年にもう売電が始まっているもの、そういったものが設置届が出されています。本来の意味の計画段階での設置届だったり、そこで要綱の内容を聞いて住民の合意形成を求める説明会をするという順番になっていないんですね。ですからなぜそれができないのかということをお伺いしたいと思うのですが。

（議長） 今の（委員）の質問ですが、セオリーがあるのかその通りに進んでいないことについての見解等回答をお願いします。

（事務局） 事務局の（まちづくり推進課職員）がお答えいたします。うまく答えられるかわからないんですけども、指導要綱については平成26年9月1日に制定をされたと皆さんご存知だと思います。その後、事業者へ指導要綱に基づいて指導していると。ホームページ等で周知をしているところですが、やはりご指摘があるように認知の割合が少なかった可能性はございます。しかしながら、一度指導した事業者については概ね事前に周知をしたりということは取り組まれております。また指導要綱は、先ほど申し上げたように平成26年9月1日ということで制定いたしました。それ以前に設置をされている事業者がござい。それらの事業者については届出の提出がない、もしくは指導要綱に基づきということではなくて、届出の提出の協力を求めているという経過もござい。要綱制定前については、どこまで行政指導とはいえお願いできるか、さらに行政指導の限界の前に限界があるというようなところござい。我々が現場または窓口では届出主義ということ

取り組み状況をその場でチェックシートというもので確認をしております。その中で実施をしている、または実施がされていないというのも実際にはございます。そういった事業者については周知、状況や必要によってそうでない大規模の場合については説明会をしてくださいというような指導をしているところでございます。以上です。

(議長) (委員) よろしいですか。

(委員) 先ほど仰った指導要綱施行前に設置したものは後日というのは十分理解しております。平成26年度の調べさせていただいたところでは、約75%が既に設置されたものでした。平成26年ですからそれは当然だとは思いますが、ただその後についても、平成27年、28年に稼働しているものでもかなり事後のものがあったというふうに思っています。そして、説明会に関してなんですけども、アンケート等、事業者の方が書いていただくのにはみんな「説明会を行なった」と良い答えが書いてあります。残念ながら私が住民の方に聞きますと、まったくそういうものはなかったというお話をたくさん伺います。現実には、例えば前回皆さんで見ていただいた、下黒沢のたくさんある物件ですね。これをちゃんと見ると、説明会を行なったと書いてあります。行政区長、隣接住民に説明を行なったと書いてあるので、私はこの設置届出帳の事業者が書いてくるのはほとんどが嘘かなというふうに思ってしまうくらいなんです。確かに市の方には良い答えをされているんですけども、残念ながら現実にはそれが行なわれていないというのが事実だと私は思っています。100%ではありません。ただ、残念ながらそれがほとんどです。ですから、そこをどうやって強制力を持たせるのか。「説明を行なってください。」「はいわかりました。説明を行ないます。」で終わってしまっているような気がします。結果として、住民が私たちに相談に来たり、色々市役所に行ったり、そういうことができ初めて明るみになりますが、要綱だから仕方がないということで多くの方が完全に泣き寝入りされているんですよ。ですからそこは事前に説明があったかなかったかというものの、事務局の方と私たち市民の受け止め方がだいぶ違うのではないかと思うんです。ただ実際には、本当に計画段階で説明を受けている方に私はほとんど会ったことがないです。

(議長) 今の話で少し一つだけ確認したいのですが、説明をしたというふうにして届出を出していることについての説明を実際に行っているかどうかの確認というのは、何か取る方法があれば。今までそういった説明をしているかどうかのチェックをしたような件はありますか。

(事務局) 指導要綱に基づいて届出を出していただきます。そのときに指導要綱では様式の規定はございません。8条の市長の委任規定というところの中で、流

動的に情勢によって中身が変わってくるため柔軟な対応をしたいということで、確認事項、いわゆるチェックシートを用意しています。そしてほとんどの事業者については提出と併せてチェックシートを提出していただきます。その中でどのような取り組みなのか、詳細に細かく説明会の議事録を付けなさいとか、そこまでは求めているものではございませんので、その様式の中でどのような取り組みをされているかということは一通り確認させていただきます。またこちら（←本項目のこと）については、今合意形成や周知といった中での話なんですけれども、それ以外にも8項目大きな括りがございます。それらも併せて確認をさせていただくという状況でございます。

(議長) 説明会があったということを確認する方法があるということによろしいですか。

(委員) そのチェックシートの中で説明会を行なった場合に、行なったということを確認できるということですよ。ただ例えば本来の形であれば、計画段階で設置届を出すわけです。そのときに、中には説明会を行なったというのは事後の話であって、これから行なう予定であるとか行ないますとかもあるんです。それをチェックする方法は住民から何か問い合わせがあったり、それで改めて事業者を確認しない限りはないかなと思ってるんです。なぜこのことを言うかという、これは別に事務局の方を責めているわけではなく、やはり事業者の方というのは、私は何回もこういう場に出ましたけれども、市民に対して言う言葉と市役所に対して言う言葉は残念ながら同じではないことが多いです。ですからある意味、どちらにでも調子よくというところを感じます。実際に他の自治体等を見ますと、説明会の報告書というのを提出されています。説明会を義務付けるというのは、条例においては私の見た自治体ではほぼ100%に近くは入っています。別に合意形成というから必ず全員が同意するとかそういうことではないです。その合意形成をするための必要なステップをきちんと踏んだということで、出席者の人数や名前などを書いて、住民からはどういう意見が出て、それに対してどういう対応策を取ったかということを入れているところが多いです。これに関しては、残念ながら要綱ではそれができないというのはわかります。当然義務を課すことはできないので要綱ではそれができないとは思いますが、そこが私は要綱の限界かなと感じています。ですからこれは将来的な話ですけども、必ずそれを担保する、これは説明会だけではないんですけども、届出においてこうしますといったことをきちんと確認できるものが必要じゃないのかと思います。

(議長) (委員)。

(委員) 今行政側の意見と(委員)の意見を聞いて、だいぶ認識が違うなという感

じを受けたのですが、指導要綱であっても勧告・助言もできる状況になっているんですね。その中で、例えば届出は着手の30日前にせよと書いてありますよね。5条においては事業者の責務で、別紙に「地区住民等に対して事業内容の説明及び周知を行なうこと」と書いてあるんですが、これについて行政のほうに聞きたいんですが、この説明は着手前に、要するに届出の前に説明をすることなのか、それとも届出以降いつでもいいのか、その期限等についてどういうふうに考えているのでしょうか。

(議長) 事務局から説明のタイミングについて回答ください。

(事務局) まず指導要綱については、その時期については明文はございません。解釈や考え方ですが、我々行政のほうに提出があるというときには説明や周知があることが望ましい姿であると思います。それを確認させていただく中で説明がなされていないという状況であれば、説明をしっかりとするようにと。実際には着手時期30日前までにということになっていますから、着手の前にという考え方になると思うんですけども、実際にはもういざすぐやるぞというような事業が実際にあるというのは事実です。また、国の事業計画策定ガイドラインについては計画段階でという明文がございます。実際どこまでリンクさせるか、指導要綱は設置に関してということで、FIT法に関しては適当ではないというふうに考えておりますのでFIT法に基づいて指導というと、また何の権限があつてやるのかというご指摘も実際にはあろうかと思っておりますので、助言をさせていただいてやるようにというように問い合わせや窓口で対応しているというところがございます。ですので指導要綱については、まず届出を出す前に説明をされているということが望ましい姿であるというふうに我々は考えております。

(議長) (委員) どうぞ。

(委員) 当然だと思いますよ、少なくとも届出を出す以上にはこの要綱に書いてある行為はすべてなされた上で届出を出すのは当たり前のことなので。とっていたんですが、今(委員)のご意見を伺いますと、90%が着手してからだとか、または言われた時からだとか、そのようなご説明があったんですが実態はそうなんですか。

(議長) (委員) よろしいですか。

(委員) 先ほどから言っていますけれども私も別に数を記録しているわけではありませんが、私の聞いている範囲では着手後一番最初に入ってくるのは伐採、それから東電の工事、それで東電の工事の人に聞いたら太陽光だと言われたと。それで事業者は誰ですかと。東電は教えてくれないので色々自分で調べたりだとか。そういうことが圧倒的に多いです。

(議長) 自身の調査の上での数字ということですか。

(委員) 私はだいたい300ヶ所くらいは視ていると思うんですけども、件数ではなく箇所なので、もっと多いです。

(議長) 自身の調べた中での割合ということで。

(委員) はい。この4年間に色々と市民ネットワークでやっていて皆さんから相談を受けます。その中で、事業者に説明会を開かせてそこに出席したりということもあったので、そういった経験上申し上げました。

(議長) よろしいですか。(委員) どうぞ。

(委員) 9割とさっき仰いましたよね。概ね9割くらいあるのではないかという感覚で仰ったのですね。わかりました。

指導要綱とはいってもお願いやアドバイスだとか弱いものではありませんけど、少なくとも行政がこれだけのものを作って指導し、助言・勧告もできるというものである以上は、やはりそれなりのことがされていると我々は理解しておいたわけです。一番の問題は地区に事前に説明するか、言われて説明するかは大いなる違いがあるわけですね。一般的には事前に説明するというのが常識だと私は思います。先ほどの(事務局)のお答えもそんなことだと理解をしておるわけですが、でも実態はそうじゃないと。届出の段階で聞いて説明しましたよと。してないと言えば当然それはしてくださいという形で指導すると思いますので。しかしながら、もししてあると言えばそれで終わっていて、実際は説明がされていなかったとか非常に杜撰な説明であったとかということになりますと、やはりこれは指導的な面での行政の怠慢みたいなところにも発展するのですが、その捉え方はどうなんでしょうか。指導要綱では限界があることは承知しているのですが、私は今(委員)が仰ったことと(事務局)が仰ったことがだいぶ数字的な差がある気がするんですけどね。その辺どうなんでしょうか。指導として基本的には届出の段階で住民説明はしましたねという感じでしますよね。しましたということでそこで言えばそれでいいのかどうかわかりませんが。あと、しなかった場合はここでどうするんですか。

(議長) 事務局。

(事務局) しなかった場合については、当然指導要綱に基づきまして、するよという指導をさせていただきます。それで、しませんというような拒絶をされたケースというのはほぼないです。

(議長) 先ほどの話について意見交換をしたいと思うのですが、最初に(委員)が仰って、また事務局も仰った中で指導要綱に基づいてどうやら進んでいるようなんですけど、説明会の実態はどうかということでは議事録の提出もできないような状況があるということです。そういったところの細かな資料の出し方をこの中で話をして、もう少しうまいやり方がないかというのを話

し合うのが必要かと思います。はい、事務局。

(事務局) 私もうまく解釈できていなくてお答えをしているかもしれませんが、太陽光発電設備ができ始めたのが平成24年度の後半からになっていると思います。要綱の制定が平成26年9月、県のガイドラインも平成27年11月ということで、我々も行政組織規則の中で当時は環境課ですから、再生可能エネルギーに関する事というのがあるので問題はないのですが、まちづくり推進課に事務分掌が移管されてからは太陽光発電設備設置指導に関する事という行政組織規則に基づいて指導要綱があつて指導ができるという体制になっております。ですので、その時点や場面でリンクしていないで私がお答えしてしまったのかなというところで少し申し訳なかったと思います。失礼しました。

(議長) (委員) どうぞ。

(委員) 今までの議論を聞かせてもらおうと、やはり(委員)の意見や(委員)の意見もありましたけれども、説明会が最初のハードルになっていない事業者にとって、僕も全部調べているわけではなくて(委員)以上に回っていることもないし、もっと少ない経験ですけども、明日から工事を始めますといきなり言われるだとか、説明したと業者に聞いたらそこに住んでいる人にした立ち話程度が説明したということになっていたりというのを僕は聞くことが多いです。やはり今すごく思いましたけど、北杜市を通る仕組みが指導要綱は指導要綱としてあつても必ず事業者がやる場合、資料を一回必ず読んで通る、はっきり言うと、条例があればそんな見解の違いが起こらなかっただろうし今度起きないだろうと思ってるんですね。今やはり市の皆さん苦勞しているかもしれないけれど、苦情の受付窓口みたいにしか人員がないと思うんですよ。困ったことがあつて議員など地域に経験を持っている人に相談をいったところは市役所に行くけども、そういうのがなくて結局自由奔放と言うと事業者の皆さんに失礼かもしれませんが、そういうことになってやはりすべて篩のように市を通る仕組みが求められているなど。できればそれは強制的にきちんと届けなければならぬことだと思うんですね。それが一つの僕の意見と今までの議論を聞いての感想です。やはり指導要綱だと「地域住民等に対して」と「等」がついたり、「努めること」とあつたり、県のガイドラインはそれでも合意形成というふうにきちんと謳っていますけど、北杜市の指導要綱だと非常に曖昧だし、理解の仕方がどうしても解釈できる限界があると思うんですよね。ご存知のとおり私たちも6月議会で提案したときもそのことに苦勞して、区長さんだけでいいのか、2年に1回変わる区長さんもいて、あるいは毎年変わる区長さんもいてその人だけを窓口にするだけでいいのか、区に入っていない人はどうするのか、あるいは何mまでを基準にして説明会

の対象にするのかという、かなり私も悩みました。またいろいろ除いているのもあったかと思いますが、そういうことも含めてするのであれば、要綱では駄目だなというのが私の考えです。もしその点でこういうふうになっている市があるということをどなたかご存知であれば教えていただければなおさらありがたいんですけど。

(委員) 市民委員さんの意見があり、今(委員)の意見が出たという格好の中で、非常に事業者自体に問題があるような発言が大きくなったという感が我々にはしましたので、ここで少し事業者の方の話を聞きたいと思います。よろしくをお願いします。

(議長) (委員)どうぞ。

(委員) 今の話で、私もここまで至るといえるか今の市の指導要綱に基づいて業者が動くというのは結構勉強がいるんですね。要するに、太陽光を建てると思ったらどういうふうに手続きしたらいいかを周知するまでに、まだこれだけ私もここに住んでいて北杜市の市民でありながら、どこに行ってもどういう手続きをしたらいいかを理解するのに今までかかったんですね。最初の2、3年は届出をどうしたらいいか全くわからなかったと。環境課に届出をする紙が1枚あるのはようやく途中でわかったんですけども、それをまず出して地元で説明してくださいという話があったりして、それで、今回指導要綱ができて初めて地元で説明ということで、地元の人はどこが窓口かまず聞くわけですね。そうすると、東館にある地域課に行って地元の班長さんの連絡先を聞いてくださいと。今はもうそこに行ってこの地域はこの班長さんだと名前を教えてくださいと、そして班長さんに連絡して「こんな計画をするんですけどどうしたらいいでしょうか。」と言うと、班長さんは「まあそこはいいよ。」とか地域によって温度差があるんですね。班長さんも「太陽光？大丈夫だよ、そこは人が住んでいないから。」という人もいれば、「ちゃんと説明会をやりましょう。」という地域もあるし。そのところの行政側の班長さんに対する情報提供や相談がきた場合はこういうふうに対応してくださいというマニュアルみたいなものがあるのかなと逆に疑問を感じています。要するに、班長さんのところですり抜けて「いいよ」と言い、それで説明を行なったことになっちゃうケースもあるので、業者が来たらどういうふうに対応しないというマニュアルがあればと思います。実際に私も感じています。班長さんのところに挨拶に行って、「何か説明会をやったほうがいいですか。」と言ったら「(やらなくて)いいよ。」と言う人も結構多くて半分くらいはそうなので。皆面倒くさいからいいよと言うけどそれじゃまずいので、やはり行政のほうでこういう形をとってくださいとか何かマニュアルがあればもう少し周知されるのかなと思います。ただ、今までどんどん太陽光がこれだ

け増えてしまった後なので、これから建つ分に対してはそういうふうに地域で来た場合にどうしたらいいかという地域のマニュアルみたいなものがある、説明会の仕方みたいなものを情報提供をしていただいて、それでやっていったらいいんじゃないかと思います。東電とプロセスが終わったのでこれから3年くらい間に大きい太陽光がどんどん着手されると思いますがそれが該当するのかどうか、市のほうではいかがなんでしょうか。大きいもので着工になるのが結構あるので、そのときに順番というかマニュアルがあって、どういうふうに業者はしなさいとか、地域の人はどういうふうに受け入れましょうとか、そういうものがあつたほうがいいのではないかと私は感じています。いかがでしょうか。それをここで議論したらいいのではないかなと思います。よろしくをお願いします。

(議長) 今(委員)からございましたように、業者側が地区のほうで戸惑うこともあるようです。区や組のほうに要綱とか何か通知みたいなものが出ていて、双方で理解し合えるものが手段としてあるかということも踏まえてご回答をお願いします。

(事務局) (委員)に確認をしておきたいのですが、周知でよいのか、その先にある合意形成を視野に入れての発言ということでもよろしいでしょうか。(委員)頷く。)わかりました。それから、東電のプロセス案件については東電で公表されておりますし、我々が実際にいつ着手するのかという時期については(委員)が仰つたとおりでしょうけれども、すべてを把握しているという状況ではございません。先ほどの合意形成や同意ということでご議論があると思います。当然(委員)が仰つたように、しっかりと周知や説明がなされるべきというようなご意見もあります。いずれにしても、合意形成や同意ということが必要になってくるのかなというふうに考えております。

合意形成については、言葉で出ているというのが山梨県の太陽光発電設備の適正導入ガイドラインにございます。指導要綱に合意形成という言葉はございませんが、当然協調を図るということに含まれているというふうに考えているところでございます。また併せて指導をしているという観点から、指導要綱には盛り込んでいないという状況でございますけれども、資源エネルギー庁策定のガイドラインについても、合意形成という言葉があればよかつたんですけども、「コミュニケーションを図る」「理解を得るように努める」ということで「同意」という言葉もないと。合意形成という記載がなかつたということで、少し市としても残念だったなというところがございます。それからガイドライン以外についても、当然FIT法にそういった事項が盛り込まれるのは結構だとは考えていましたが盛り込まれていなかったと。他法令をみても、地域の同意を求めるといふ法令がみられてなく推奨事項にな

っているというところなので、指導要綱については現行どおり解釈の中で進めさせていただいているというところでございます。これを考えますとやはり同意や合意形成というものは法令に位置づけられているということが非常に重要なのかなというところでございます。また、県に事務の打ち合わせ等確認をしております、合意形成は我々も申し上げておりますが長期にわたる事業、皆さんもそういうふうに仰っています。ですので、当然地域とシェークハンドという形の中で事業というものは進められるべきだと考えています。そういったことも一つの観点で指導要綱が制定されたという経緯があります。

また、地域の同意、マニュアルという話なのですが、その地域の定義というものをどうするのかということが非常に難しい課題があります。事業区域を中心に半径で示すのか、また事業地がある自治会で、いわゆる行政区に示すのか、半径とする場合については条例ということであれば厳格に規定されてしまいますので、これまで相談を寄せられていた市民の方々がもしかしたら除外されてしまうということも可能性として出てきます。このような方々の意見を我々も聞くということであれば、やはり行政指導になってしまうのですが、そういった中での運用や柔軟な対応は可能であると考えています。また、法令で行政区に位置づけている条例もございませぬけれども、行政区や自治会という言葉に触れているということがございませぬ。唯一自治体、自治会という言葉に近いものというものが、地方自治法の中で認可地縁団体というものですけれども記載があります。認可地縁団体というものが行政区や自治会と必ずしも一致するというものではないので、これらを考慮しながら踏まえて十分検討しながら明確に定義していかなければならないのかなと思います。

さらには、同意をとるということであれば、地域ということであれば行政区の地域の責務も規定し考慮なければなりません。同意の有無やそれに対する地域の責任というものがどうなのかということも我々は少しずつ検討していかなければならないと思います。事業実施にあたりまして、人対人として重要な要所になります同意や合意形成に関して、地域に責任を負うことを求めなければならぬのか。また、参考にしますとまちづくり条例についても開発行為の中では意見を聞くこととしております。意見を聞くだけでは足りていないのか。足りていないというのがご意見だと思いますけれども、同意の条件とすることであれば、他自治体の条例でも制定されている、制定するという動きはございますが、実質許可制になろうかと思っております。その許可制という権限は、今基礎自治体にはないという状況です。それは作ればいいんじゃないかということですが、その許可というものが既にFIT法の認定と

どのような整合を図るのか、それとも切り離して考えるのかということを検討する必要があるのかなと考えております。F I T法の中でも条例ということで、関係法令の規定を遵守するように求めているのですが、今まで明文化されていなかった中で他法令、関係法令の遵守というのは、やらなければならないというのは当たり前のことだったのですが、それをF I T法で関連付けたということですので、違反していれば認定を取り消すことができることになっています。不適切な設備であれば、一方では認めて一方では認めないという状況の矛盾を解消していくということになろうかと思えます。また、**(委員)**も仰っていましたが、地域との共生として実際には関係法令というのは個別の法令になっています。我々の課題としてあるのは太陽光発電なのですが、太陽光発電に関わらず当然に関係法令は遵守しなければならない。そうとする行為が法の規制を設けていると考えております。

同意から少しずれてしまったのですが、同意についてはF I T法で規定しない同意を関係法令とすることができるのかということですが、関係法令はF I T法と関連付けても直接の関係がどこまで出てくるのかということになります。同意がなかったからといって、事業が停止、実施できないのかということが重要になってくると思えます。昨年、私たちも国に行って直接話をしたんですけども、国では同意がなくとも設置ができるという見解を示されてしまいました。不同意をもって、同意を受けていないことが基礎自治体の条例に基づく条例違反だとしても国は動きませんということなので、我々が考えているのは事業者のF I T認定の取消しが一番重要な事項だとは思いますが、これに対応することが難しいというところがございます。

先ほど**(委員)**から届出、条例ということなのですが、先に指導要綱のお話をさせていただきました。景観条例については届出対象行為として義務付けられておりますので、平成28年7月以降については必ず北杜市に届出をしなければならず、届出をしないと条例違反だという状況になっています。ただ、景観条例については上位の景観法の趣旨に基づきますので、設置自体を制限するという趣旨のものではございませんので、残念ながら同意というものを景観条例の中に盛り込むのは難しいと考えております。それから、周知がないということは地域の方々が不安に思うことだと思います。それは、土砂災害の心配であるとか、そういったことだと思いますのでそういった中で私たち事務局の考えを申し上げさせていただきました。ですので、そういったところを踏まえてご議論をしていただければありがたいなと思っております。以上です。

(議長) 事務局から合意形成や同意、及び地域の範囲等色々ありました。合意形成に至る上でそういったものが必須ではないというような話もございましたが、

先ほどの市民委員の皆様からも話を伺いましたけれども、知るか知らないか、知らないうちにできてしまう点では、同意や合意形成をする以前に知る権利というものがあるような話でもって進められていたのではないかとも思います。ですので、地区長であったり組長、先ほど（委員）からもありました事業者側の双方が知りたい、教えたいという形でもって合意形成に至るか至らないかは別としても、資料を出す機会や説明会というものがなんとか開けないものかなというところでは、合意をするために合意がなければできないよりも、通知や関係先に開示をするとかこれから作るんだよというようなことができるようなルールや方法はないのでしょうか。そこが落としどころというか、まずそこから始まらないと合意形成どころかその前に信用性や信頼性がまず生まれてこないのではないかと思うのですがいかがでしょうか。（委員）どうぞ。

（委員） 簡潔にお話します。今事務局からのお話を伺い、わかりました。今日の時点は、法的な関わりや事実論を議論する、参考としてお伺いする分には勉強になるわけです。それから、マニュアルの制定とかそれはこれから後の大切な課題になると思うので、私は合意形成に関わって実態はこういうことがありますよと、私はお隣の（委員）のように何百ヶ所、三軒単位で全部を見ていくわけではございません。数十ヶ所だったと思います。そのうち相談を持ちかけられたのは十数件から二十件足りないくらいです。ですからその範囲のお話でございます。

ここに一通の覚書があるんです。これは個人と施工業者さんの間の覚書なんですけれども、これは事前の相談は区長さんや当人にはあったようです。ここ2年数ヶ月の間の工事でございます、今稼動して所有者を変えて売電しているんですね。こういう事例だと思います。もちろん市内のケースです。作り始める過程で、パネルの下は除草剤を撒かないで刈り取りをする。それからこの方は南側に山地を持っていた。施工業者さんから十数メートルの樹木の影がパネルに近いので、効果が減るから切ってくれと散々頼まれて、地域の人も切ってあげたらどうですかとあったので切ったんですね。その時に施工会社の作成した覚書に薬（ひこばえ）が生えたならば、一定程度それは保ち、管理するということですね。それからその費用も会社さんでもつと。そういうことを覚書に交わしたんですね。ところが、仕事の合間にごく最近自分の私有地を見に行ったら、3mにならないくらいの薬が伐採されていた。私は案内されて現地に行きましたがそういう状態ですね。これは許可なくやられているわけです。この方は女性で一人で住んでおります。この問題などに関わって、意見を2、3申し上げたということがあちこちあったという方ですけれども、今回の問題で警察に行ったほうがいいかどうかと

悩んだそうです。そして行かないんですね。2年くらい前に車が通る道路からかなり引っ込んだ中に入ったところの自分の建物の玄関にゴミ袋が置いてあったと。怖いから警察に伝えて警察が2人来て調べたら危険物が入っていないのでということで処理が終わったんですね。そういうこともあるから、今回の事件のことで私は目撃していないからわからないのですが、警察に届け出るとか届け出ないとか。色々とルールや説明があるかと思いますが市役所に行ってもどうにもならないのではないかと諦めがあるんですね。そこで、ここから何を聞き出すかという、今日は議員さんいらしてますよね。議会答弁で私は直に聞いて議事録も見まして、議員の皆様も記憶にあるかと思いますが、トラブルが発生したときは市民、業者さんと問題を抱えた民間の方や関係者が話し合ってトラブルを解決してくださいと。市民路線をすごく強調されております。それは間違いないですよ。行政がこういう姿勢だとやはり駄目だということを住民が感じ取っているわけです。ですから、そうではない方向性を北杜市は導き出す努力をすべきだと私は思っています。これがいわゆる前半でお話されたそれぞれの意思や意見を統一していく過程にも影響力を与えるというふうに思うわけでございます。業者さんからは名刺を貰っていますが、その電話番号にお電話をしても全然出ないんですよ。それで、伐採されたことについて警察に届出て、市役所にもう一度行こうかということで悩んでいると。こういう実態があって、私はこれがすべてだとかそういうふうには申し上げません。私の作り事ではなくて、こういうふうに悩んでいる関係者がいるということをこの議論をする上で一つの片隅に置いていただきたいと思います。以上です。

(議長) 一項目目でだいぶ時間が掛かっておりますが、合意形成は非常に難問だとは思いますが、条例化というところまで結構発言も出ております。何か直接に関わる意見やお話はございますか。(委員)

(委員) 先ほど事務局から詳しく今後の条例を視野に入れて色々参考になるお話をたくさんいただいて、本当にありがとうございます。今までの皆さんのご意見を聞いていて、周知や合意、同意等の段階はたくさんありますが、現段階では先ほど議長が言われたように、残念ながら周知までには至っていないケースが9割ということが私の印象です。最終的には同意というのは条件にすると違憲になる可能性はあります。ですから、そこは100%の同意というのはまずありえないとは思っております。ただ、その同意を得る努力、合意形成をする努力を今されていないという状態です。そのことに皆さんここにいらっしゃる方で、周知も必要ない、合意形成に至る努力の必要もないと仰る方は多分いないと思うので、それを今後どういったことにやっていくかというのは次の段階ということで進んだらいいのではないかと思います。

それから一つだけ、前回の説明のときにもさせていただきましたが、現段階の要綱の中で残念ながら行政区長と隣接住民しか書いていないんですね。ここで、90%説明されていないというのは、実際に影響を受ける周辺住民が取り残されている場合が非常にあるということなんです。ですから、私個人の意見としては、将来これからの話し合いで条例化になるかならないかは別としても、できればこの要綱の中での影響を受ける周辺住民のことを一つ入れていただけないものかと。そうするとすぐにでもそういったことが出てくるので。実際、事業者の説明会に参加した中でその話を言いますと、要綱では書いていませんと。ここには行政区長と隣接しかないと。その設置する場所は実は道路を挟んでいるので隣接にならないとか、間が空き地だから入らないだとか、そういった例がたくさんあるので要綱がなかなか結果が出ないと言いながらなんなんですが、現段階では少し条例化には時間が掛かると思うので、できたらそういった要綱の段階でも県のガイドラインに則したような形で景観面・防災面で影響を受ける住民に対して説明をするということを考えていただけないかなと思います。

あと、今後について今の進め方としては、多分皆さん今のもので良いと思われる方はいらっしやらないと思うので、何らかの法的規制というのを地域合意形成という項目について入れたいということで次に進んではどうかと思うんですが。

(議長) (委員) どうぞ。

(委員) この問題は、流れを皆さんの意見を聞きながら振り返って見たんですが、太陽光が一気に増えて参りまして、とても限界じゃないかなという中で、市の指導要綱をまず作ったわけですね。しかし、その指導要綱で指導をしたんだけど(事務局)のお話を聞きますと、今だいぶ行政は苦勞をしたんだけどなかなか指導要綱には限界があってしていない人もいます。そんな中でうまくいっていない。また、(委員)にも、もっと色々な問題があるよというような話も聞かせていただきました。そこで、今回我々がなぜこんなに時間を掛けて議論をしているかということは、やはり今の状況ではまずいから何とか将来を見る中でこの問題を突き詰めて解決案を出してほしいというような形で投げられたのではないかと思います。その中で、市長も第一回の会議の冒頭で「条例化を踏まえ、検討してほしい」と発言されていますし、議会の中でも市長や部長も条例化を踏まえてというような発言をされています。これは条例化にしてくれということじゃないんですが、条例化についても考えてほしいという内容で理解しております。だいぶ(事務局)も上位法がないと色々な問題で苦勞されて、指導していると細かい説明が今あったわけですが、この中で指導要綱ではやってみてもう限界があるという実態が

あるわけですね。これはもう上位法がないからこのまま放置してこれでやむを得ないという判断をするならそれでもいいんですが、もしそれではまずいよというなら、今（委員）が仰いましたけど、条例化は上位法がないからできないと言い切るのではなくて、やはりこれを乗り切るにはどうしたらいいか、そういう姿勢で話を持って行って検討していく必要があるのではないかという感じがします。

（議長） （委員）、そして（委員）の話がございました。項目もいくつかございます。ここでのお話では今（委員）も仰っていましたように、条例化ということに及ばないといけないのかということ。それと先ほど申し上げた、合意形成の前に周知する方法すらないということ。これらについて、この場でこの項目の中で話し合うよりも、（１）から（６）まであります、すべて条例化をという方向に向けてリンクする場合もあろうかと思しますので、ここでの結論を出すまでに時間がかかり掛かります。リンク先に条例化、その中に今まで言っているルールを決めるという方向に向かっていくので、次の項目に移ったほうがいいかなと思いたしますがよろしいでしょうか。

２つ目は「（２）立地場所の適切な選定に係る事項」に移りたいと思います。ご意見ご発言ございましたらどうぞよろしくお願いします。では説明を踏まえて（委員）からお願いします。

（委員） この立地場所の選定について前回も説明したように、特に細かく書かれているのが県のガイドラインです。平成２７年１１月にできたときに、私たちはこれを見て非常に喜びました。これだったらほとんどできるところがないのではないかと。ですから自然環境を壊したり、家の真ん前にできたり、観光に重要な施設の周りにもできないんだと思いました。しかし残念ながら、現実としてはこの「立地を避けるべきエリア」「立地に慎重な検討を要するエリア」にしかできていないのではないかと感じるほどです。これは当然ガイドラインですから要綱と同じ任意の協力を求めるものですが、だからといって、要綱やガイドラインを守らなくていいのであればある必要もないわけですね。是非、また再度申し訳ないのですけれども、事務局の方に県のガイドラインというのは、どのように事業者に対して「立地を避けるべきエリア」に計画しますということで設置届を出されたり相談に来られたときに、どういったご指導をされているのか。特に、「立地に慎重な検討を要するエリア」に全く関係なく設置されている気がしますので、その辺を是非教えていただきたいと思います。

（議長） 県のガイドラインについてですか。

（委員） そうです。県のガイドラインは、窓口は県に行くわけではなく市の方が指導されるわけですね。その県のガイドラインをどのように運用されているか。

現実として平成27年、28年の最初の頃は、県のガイドラインは事業者の説明会に行ったら知らなくて、私たちがコピーを渡したこともたくさんあります。ですからそれも踏まえてどのように説明されたかですね。

(議長) 事務局。県のガイドラインに基づいてご回答ください。

(事務局) 県のガイドラインについてボリュームがございまして、一言一句説明していくというのは物理的に難しいというのはご理解いただきたいと思っております。「立地を避けるべきエリア」「立地に慎重な検討を要するエリア」ということで我々も正直な部分で、「立地を避けるべきエリア」は書いてあるとおりでございまして、また個別には特筆して北杜市の分が載っていると。北杜市の分が特筆させていただいているのは、法令等で規制があるからという考えに至っております。さて、「立地に慎重な検討を要するエリア」ということでございまして、その中を見ますと、地域森林整備計画対象民有林ということがございまして、つまり、地域森林整備計画に載っている民有林はすべて「立地に慎重な検討を要するエリア」に該当するということとなります。我々は非常にこの対応に苦慮するところでございまして。他については、届出の内容を見まして、ガイドラインを頭に入れながらまず指導要綱をメインに取り組みます。そうすることで一定のカバーはできると考えておりますので、それを考慮しながら県のガイドラインも指導している体制をとっています。

また、先ほど申し上げたエリアですが、これについては非常に難しい。慎重に検討しましたかという質問は、なかなか実際のところ投げかけるのは難しいということではございませんけれども、特に本文に書いてあります砂防指定地、実際にケースがあったというのは皆さん周知のとおりです。そこは本当に止められないかという指導はしたところでございまして、実際設置されてしまったという現実がございまして。またこれは合意形成の話にもなるんですけれども非常に景観に恵まれている場所に設置されているというところは、どうしてもやるのであれば、しっかりと地域との合意形成や周知をして事業を行なうようにしてくださいという指導の仕方をしております。この他にもケースによって様々な対応、指導をしているところでございまして。以上です。

(議長) はい、(委員)。

(委員) 今回立地場所の適切な選定ということは、FIT法の改正で平成29年1月1日以降、事前に立地場所を適正かどうか国の事業計画ガイドラインで義務ではないけど努めるようにと説明がされることになりました。ですから、これも住民との事前の説明会できちんとして適正かどうか。例えばこの前現地調査をしたときに、横断道の仙人小屋の下の砂防指定地、ここまでの設置が今できるようになっている。法令に違反していないような形で設置され

ているんですね。そういうことは検討委員の皆さんは見たから、あの現状を見てどうなのか。例えば、北杜市でもハザードマップの災害危険地域の周りにも残念ながらかなり設置がされているんです。そして、例えば下黒沢の住宅が三方を太陽光に囲まれて、大雨が降れば道路が池のようになる現状。周りに太陽光が設置されたことによってそういうことが発生します。下笹尾においては住宅の付近に太陽光が設置されて、夏の間反射光によってエアコンを入れなきゃいけないケースも出ているんですよ。ですから、一部の事業者だと思えるのですがきちんと指導ができる体制。今は事務局も大変だと思いますよ。先ほど（事務局）からも説明がありましたけども、努力はしていると思うんですが、件数が多すぎて。先ほどから出ているように指導要綱の内容を濃くして、指導しやすい体制作り。ですから国が認めているんですよ。確かに平成24年7月に太陽光の制度ができてもう6年ですよ。3年間くらいは土地を見つけなくても設備認定してきたわけですよ。土地をあとで書くということで未稼働物件が3,000いくつかあると思うんですが、それについても国がまだまだ情報開示が遅れていて進んでいない状況です。

ですから先ほどから意見があるように、やはり要綱だけでは指導の限界があるんです。チェックシートなどを見てもらって指導しやすい感じにすること、それから適切な場所の選定、これが一番ポイントになると思うんですよ。そして災害が起きない場所に設置して、住民とできるだけ合意形成を図って推進していくという形になると思うんですね。反対はできないですからそういう形で是非事前に事業計画やガイドラインに基づいて指導していただきたいと強く思っていますのでよろしくお願いします。

それでもう一件、山梨県のガイドラインの「観光上重要な場所」のオオムラサキの遊歩道の脇にも太陽光がいっぱい設置されているんです。それは要綱ができる前ですからなかなか指導できないんですが、今もそういう動きがあるんで県の事業計画やガイドラインで設置した要綱を充実して条例化を目指すという方向にしていきたいと思います。

(議長) (委員) どうぞ。

(委員) これは非常に難しい問題かなと思うわけです。やはり所有権、財産権というのは憲法や民法によって保障されている権利ですから、これらを規制するということになりますので。例えば、設置について目隠しをしろとかセットバックをしろとかそういう話の中なら、設置はできるけど条件が付くという話ですからそこまでの禁止がないからいいと思いますが、所有権の制限が大きな制限になりますので、特に禁止区域を設けることは大変なことではないかと思います。確かに今までも話がありましたように、国定公園や砂防地域等の災害に関する地域については上位法できちんと禁止されておりますので、

そういう所については問題ないわけではありますが、その部分が非常に難しいと思います。というのは一步逆の、土地を持ってそれを活用しようとする人の立場で考えますと、せっかくある土地を自分としては生活のために収入を得るために活用したいという人もいるわけですから、それらをあまり極端に制限することは大いに問題があるのではないかと思います。ですから、このところは相当慎重に対処しなければならない問題だと思います。

(議長) 項目の中にございます①。②と③は少し主体性が変わってくると思いますが、「②住宅に近接して設置されている」「③観光上重要な場所等に設置されている」については、先ほどの(1)のところの住民にも関わってくることもあるかと思うのですが、①の場合、どなたがこれは確認して問題視しているということで、どなたの主体となっているかそれについて教えていただきたいです。

(委員) 少し質問の意味がわかっていないかもしれないんですけども、要するに立地場所が現段階では国も県も市も一切の規制がないということで、どこにでもできてしまうということが問題だということですね。①については住民の生命や財産を危険にさらすような災害危険箇所、土砂災害が起きる場所、砂防指定地にも設置されていますけれどもそういった危険な箇所に設置されている。②は、そういった危険ではないかもしれないですけども、住宅の真ん前に設置されて非常に生活の質が変わっているとか環境が変わる、そういった景観の問題だとか、ここは特に雇用地域とか別荘だったり移住者の方の住宅が多い中で、景観が良くて来ているのに前に太陽光ができて朝も晩も太陽光を見る。そういったことで、立地として相応しくないのではないかとということです。

(議長) そういうことではないです。住宅に近接するのは住宅、観光等についてもまた関わる住民がいると思うのですが、①の「災害危険箇所」というのはこの一番上の項目の「太陽光発電設備設置により住民が直面している諸問題」というところがございますが、住民が諸問題として抱えているこの「住民」というのがどういう視点かということです。

(委員) 例えばこの間視ていただいた砂防指定地です。本来だったら砂防指定地は国土交通省の名義で用地買収すべき場所です。それが民有地で残ってしまったということで太陽光パネルが設置されました。そして、要するに砂防堰堤というのは上からくる土砂を全部受ける場所ですよ。そこに設置されてしまったわけで、そうするとその下の住民、湧水地区の住民が皆非常に不安に思っている。自分のところに直撃するかもしれないという思いもあるわけです。この砂防堰堤は伊勢湾台風のときにできたと聞いています。今は非常に短時間豪雨だとか台風とかございますので、そういうものが起きた時に、自

分の家のところに土砂が来る。前に議員さんがもっと下のひまわり市場辺りまで土砂が来たと聞いているので、そういう方たちも不安に思っているということです。

(議長) ありがとうございます。ご意見どうぞ。(委員)。

(委員) ①、②、③ということで、どういう問題があるかということだと思うんですけども、①は立地場所として問題があって直接的な影響があるということと理解しているんですけど、②と③に関してはそれぞれ個々の感覚の違いというか、実際に私が経験している事例としては、太陽光を設置した隣に家をあとから建てた人がいるのを何人も知っています。逆に「気になりませんか。」と言ったら「別に自分は気にならない。」という人もいて、中には別荘として住んでいる人も何人も知っています。だから、実際問題として家の隣だから規制するとか、条例とかそういう指導でもっての規制は難しいのかなと思います。②は自分の家の隣でも太陽光を持っている人もいるだろうし、そこはあとから買って建てて住んでいる人もいるし、人それぞれ考え方が違うので、条例や指導で決めつけることは少し難しいのかなと。事業者側の一方的な意見かもしれないんですけども、そのところは先ほど言った財産権の問題もあるし。基本的には設置する側としても家の隣にいきなり何も言わずに太陽光を建てるというのは基本的にしないですよ。一応隣の人にお伺い立てて、「やりたいんですけどどうですかね。」と。それで嫌だと言ったらやはりそこで土地を買うのを躊躇する。そういう手順を踏んで場所を選定するので、どちらかというと指導でこういう場合はこういう手順で誰に良いか悪いか聞いたらかどうか、その程度の問題かなと。絶対に建てちゃいけないと規制するのは少しどうか。逆に土地を貸したい人もいますよね。自分の隣の土地が空いているから貸したいとか。昨日も実はあるお客さんが言ってきたんですよ。土地を貸したいのでということで見に行ったら、家が真ん前にあったのでここは無理だなと思って断ったんですけど、やはり色々な考えの人が北杜市民にもいると。隣にどんどん建ってもいいという人とそうでない人もいます。だから、そこは少し慎重に検討されたほうがいいのかなと思いますがいかがでしょうか。

(議長) (委員) どうぞ。

(委員) 今の(委員)の意見には同意できません。人それぞれだという意見もあるかと思いますが、現に住宅に隣接されていて大変苦勞されている(委員)が具体的にお話されたらいいかと思いますが、私たちは行政がどのようにやるべきかということを議論する役目を持っているわけだから、行政としたら、色々な考えの人がいて隣に建てても平気な人がいるよという話になると、市の仕事を今話し合っているわけですからそういう立場だと私はおかし

いなと思います。困っている人が一人でもいるとすれば、行政としてそれをなくすためのことを私たちは話し合っているわけですから。

それから、市民委員の皆さんが作っていただいた表を元に議論をしているわけですが、いつか言わせてもらおうと思って今言うんですが、非常に研究されているというか、左側に「住民が直面している諸問題」を、右側に北杜市、山梨県、経産省がそれぞれどういう対応をしているかを全部表で非常にわかりやすくまとめてもらったなと思いました。それで、今議論をしている「立地場所の適切な選定に係る事項」の3、4項目は北杜市だけ景観条例を探しても、指導要綱を探しても何もそれに対応することがないということで空欄ですよ。右側は不十分な点があっても県のガイドラインでいくつかストップできる可能性もある。

次の議題にある「自然環境の保全」は4、5つ枠がありますけれど、これも北杜市は空っぽだということで、私が心配する問題や色々誇れる自然環境の問題については指導要綱でも景観条例でも触れている箇所がないということに非常に驚いたし、やはりこういう観点から何かすぐにできる対策を北杜市が作らなきゃ駄目だなと非常に思いました。

(議長) (委員) どうぞ。

(委員) 討論の基礎資料に基づいて一つだけ発言をさせていただきます。今テーマに沿って20人で共有しているわけですが、高根町下黒沢は何回か(委員)の発言でありました。前回の委員会から今回の間に大雨が降ったとき、それから一週間前に10cmほどの大雪と言われる事態になったときに、下黒沢は雪解けも早く水浸しになったということが訴えられました。こういう状態は、住む人が何軒かという問題ではなくて、自治体も行政もお手上げの状態でも何もできないよということなんです。何故こういうことが起こるかという、たくさんの施工業者が次々とパネルを作っていくことができたからです。「木を見て森を見ず」という平凡な諺がありますけれども、業者は自分の土地、借りた土地を耕す、上物を作ることに一生懸命です。そのために必要な同意を求めましょう、区長さんにもお話ししましょうという程度で事業を進められた箇所です。しかも、行政が判断しなければならない問題を、やはり法令化のことになれば慎重にそのことを含めていただきたい、考えていただきたいと私は思うんです。広い差し障りのない土地があるとなれば、そこに1ヶ所だけ太陽光ができて、上がった所に民家があれば問題視することにはならないと思うんですけれども、数件の家があって、その周りに次々とできていって、しかも粘土質で傾斜地ということになれば、果たしてこれは大雨が降ればどうなるのかと。今まで流れ出ていた水がせき止められるような形でパネルがあるために水が出るという状態ですよ。あとになっ

てしまうと行政も手の下しようがなく、どうしようもないという実態が下黒沢の実情なわけなんですね。ですから、今後後段の議論で法令化や条例化の問題がなされるときには、そういう傾斜地も45度以上は駄目だとかいうのではなくて、緩やかな傾斜地でも水が集まりやすい場所もある。それから、7つ8つの業者が入ってそれぞれが緑を削れば広い面積の裸の地がどんどん増えていくことにもなりますし、500枚700枚のモジュールパネルが連立すると熱を発します。下黒沢の場合もそうですが、クーラーが必要でない地域でも自ら設置しないと夜寝られない事態が現実にあるわけですね。ですから、県のガイドラインに詳しく書いてあることはわかるんですが、パワコンについては詳しく3つくらい書いてあったと記憶しているんですが、500枚800枚のパネルを一箇所に集中して傾斜に建てた場合には熱が出る、反射熱が夜まで続くということは、今の指導要綱やガイドラインでもあまり生活に関わる問題として出されていないように思うんですね。その辺は憲法上、上位法の問題になってきます。

(議長) 話の途中ですみません。項目に従った内容をできましたらお願いしたいので。

(委員) そういうことも今後考えていく必要があるというふうに思っています。以上です。

(議長) 先ほど(委員)に質問したことに事務局に回答していただいたりとかありまして、県のガイドラインに出てくる災害危険個所について、ガイドラインに反する場合の対処法というか罰則は何かありますか。

(事務局) 当然法令によって禁止されますからそこに設置をすることができないので、設置できない、と考えたほうがよろしいかと思います。また、規制の区域によっても行為の内容が、許可がいるのかいらぬのかとありますけれども、許可をするものしないものが出てまいります。ですので、設置ができていないということは基本的には法令に違反はないという判断になるかかと思えます。また、先ほど「②住宅に近接して設置されている」という項目で指導要綱がないということでしたが、私どもでは「指導要綱(3)イ」が該当してくるのではないかなという認識を持っているところではございますが、その資料に付け加えるということは適当ではないのでそのようにしているところでございます。以上です。

(議長) 災害危険個所でありながら太陽光がある場合もあるというのはエリアの中にも細かな地目というか地割みみたいなもので該当しない場合にはあるという解釈でよろしいですか。

(事務局) それぞれの法令がございます。砂防指定地であれば砂防法、森林法についても保安林という指定、河川法については河川区域が設定されています。基

本的にはそのエリアでは設置はできないと考えてよろしいかと思えます。ただ、視察を皆さんでしていただいたところは砂防指定地内で設置されたということですが、実際にご説明があったかと思うんですけれども、太陽光発電設備というものが軽微な行為ということで許可を要しない案件になってしまっているというところなんです。さらに付け加えますと、指導要綱には砂防法や河川法等といった法令は載せておりません。指導要綱は基本的な考え方で適正な導入という観点に立っているものですから、そもそも設置を避けるべきだという考えを持ったエリアについては触れることを想定していない、設置されることを想定していないという考え方です。かえって載せてしまうと、できるのだと解釈されてしまうので、載せていないというところがございます。以上です。

(議長) 免れる場合もケースによってはあるということでした。(委員) どうぞ。

(委員) 色々なご意見があった中で少し戻るんですけれども、先ほど(委員)が仰りましたが、確かにこの立地に関する問題というのはこれから今後話をしていく中でこれが最後の最後まで一番厳しい話だと思っております。先ほど事務局からお話があった関係法令でできない部分もあるということはわかっておりますが、ただ残念ながらほとんどの関係法令というのがこの平成23年以前にできている法律です。ですから、砂防指定地の管理規定、山梨県の砂防指定地管理条例施行規則は平成15、6年だったと思うんですけれどもその法律があって、太陽光というのは想定していないんですね。2m以下の掘削に関しては軽微な行為、太陽光発電設備が軽微な行為ではなくて、たまたま2m以下の掘削に当たってしまったから軽微な行為だと思います。一番の問題は、突然太陽光発電設備がFIT法によって大量にできてしまったことによって、過去の関係法令が全く合わないということなんです。私が個人的に聞いたのですが国の考え方としては、立地規制に関しては全国统一ではできません。そうだと思います。北海道から沖縄まで、海の近い地域、津波が問題の地域、工業地帯だとか色々あるので、それぞれの市町村、地方公共団体が条例でやるべきものであるということを聞いております。

そして、先ほど(委員)の上位法がないからというお話は議会答弁で何回も聞きましたけれども、私のわか知識ですけれども2000年の地方分権改革以降、機関委任事務が撤廃されて法定受託事務になった段階で、条例制定権というのは非常に広がっていると。私もずっとこの検討委員会が始まってから、ただひたすらその本を読んでいますけれども。できない理由が見つからないです。上位法は関係がないと。要するに、自主条例をつくれればいいだけの話であって、ただそれは既にある法令、憲法に違反しなければいいわけです。今の話し合いが最も重要なんですけれども、個人の財産権は確かに

憲法で守られています。でも個人が自分の土地で何をやってもいい、だから隣の人の財産権はどうでもいいということではないはずです。ですから、都市計画法などでも残念ながらここは都市計画区域外ですけれども用途地域というものが作られていて、住宅は住宅、工業地域は工業地域、お互いに分けることによってトラブルは避けられるわけです。別荘を買った人とその隣に発電所を作った事業者はお互いに迷惑なはずです。ですからできるだけ用途地域を分ける。最初の景観条例のパブリックコメントが263ありました。先ほど（委員）が一人ひとり感覚が違くと仰いましたが、北杜市始めて以来のパブリックコメントの数だったと思います。多くの方が家の隣に太陽光ができる、それも差し迫って丸見えになるということを歓迎している方はほとんどいないというか、非常に少ないと思います。私としてはこの山梨県のガイドラインのエリアを一つ掘り下げて北杜市としての条例化を考えていただけなのが最もいいかなと思っております。

そして最初の事務局に対する質問にお答えいただいた中で、さらにもう一つお伺いしたいのですが、「立地を避けるべきエリア」は指導を行なったというのは先ほどのニュアンスからすると、こうなっていますけど設置をするという前提に聞こえるんですけども。やめてくださいと何とか任意協力を得るのは非常に難しいとは思うんですけども、「立地に慎重な検討を要するエリア」は本当にたくさんあります。北杜市においては五条森林がほとんどです。ですから、そこで慎重な検討をしてもらって作るということが前提じゃなくて、なんとか止めてもらえませんかというような指導をされたのか。そしてそういうことを言ったときに、事業者はどんな反応を示したかというのを今後のために事実としてお伺いしたいんです。

（議長） 事務局。相手方の個人情報があるかもしれませんが、話せる範囲でもしてきましたらお願いします。

（事務局） （林政課職員）です。先ほどの五条森林の関係で、伐採届が出た場合については制限することができません。ただ、条件として必ず出してくださいと。制限は特に定めていませんが、先ほど仰っていた保安林に関しては、たとえ1本でも切ることができません。県に保安林の伐採の許可を得てからでないで切れないのですが、五条森林に関しては森林の伐採届ということで届出を許可することによって伐採することができます。

（委員） 少し質問の意図とずれると思うんですけども、そのお話は十分わかっております。それは市の伐採届のお話です。そうではなくて、市の伐採届がありますが、県の太陽光設置のためのガイドラインというものがありません。それを知った上で、太陽光発電設備を作るためと目的を書く欄が多分あったと思うんですけども、それに太陽光を設置するために伐採届が出た場合に市

としては届出ですから受けるしかない。ただこのガイドラインの精神を活かすとするれば、森林を伐採してまで太陽光を設置するというのは考え方として違うわけですね。ですから、制限はできないですけどもこのガイドラインを見せていただいて、「立地に慎重な検討が必要です」「こういう所に木を切ってまで太陽光を設置しないように考え直してもらえませんか」といった指導はされなかったのでしょうか。

(議長) 再度お願いします。

(事務局) 先ほど(事務局)から話がありました森林法という伐採行為について、これが一番重要なところでございます。先ほど私が非常に弱ったというような意図のお話をさせていただいたと思います。これについては指導したか、していないかということを確認にお答えするとすれば、そういった観点からできない、していないというのが正直なところですね。これもお叱りを受ける話かと思えますけれども、片方で認めて片方で考え直せということについては、少し我々の中でもそのケースや場所によっては、指導はないということは申し上げます。しているケースもどこだということは申し上げられませんが、そういったことでありますので、そのようなお答えをさせていただきます。

(議長) よろしいでしょうか。(委員)。

(委員) 少し私の説明が誤解を招いている部分があるのでここで補足させてもらいたいんですが、まず業者側の考えとして、例えば家の近くに建てるというのは非常に慎重になっています。当然隣の人が嫌だと言っているのに建てるのは少し考えてしまいますね。そここのところが良いという人もいれば悪いという人もいますので、そこはお伺いを立てて隣でやるかどうか慎重に検討をする課題ではあると思います。ただ現実問題として、私があるお客さんから「ここに建てたいと思うけどどうかな」と相談を受けて、「家の真ん前だし、隣だし」と言って、自分はもうやりたくないと思ったからそこは遠まわしに断ったんですけども、ただ、その場所に別の業者が建てたと。そういうケースもあったと。だからモラルの問題というか、土地を買ってしまった人もやりたいと。法的に規制するのは非常に難しいので、なるべく努力目標として周知徹底して、そういうケースのときは慎重にやってくださいねというような、何か指導みたいなものがあったらいいかなと思います。ただ、法的にがっちり規制するというのは色々ケースバイケースなので難しい。そういう意味では私は隣に建てるのはいいんだということではないと思います。慎重に検討すべき問題、もちろん景観に配慮しなきゃいけない観光地もそうですけど、私は清里出身で今清里に住んでいるので、清里に太陽光が増えることにはあまり賛成ができないというか、立地としてはいい場所ではないと思

っておりますので、ある程度緩やかな規制は必要かなと思います。そういう意味でご理解いただければと思います。

(事務局) 先ほど少し付け加えることを忘れてしまったのですが、指導していないところについてもう一点だけ、既にF I T法の認定を受けてしまっていてできるという状態になってしまっているというのも指導していない、できない要素の一つであるということも追加させてください。

(議長) (委員)、というのは先ほどのテーマで…。はい。

(委員) 前の課題で少し話の流れが変わってしまうので大丈夫です。

(議長) はい。少し時間が残っているのですが、この項目を終了させるかどうかということですけど、その引き続きをしていきますがよろしいでしょうか。

(委員) 今の項目ですか。

(議長) まだ残りがかなりあって時間も押しているのですが。次回の話をしようか、それともここで終われるようであれば少し時間もあるのですが。はいどうぞ。

(委員) この立地規制に関してここで最終的なものは出ないと思います。これが最も意見が食い違う部分で、特に条例化ということを考えた場合に効率的に最もクリアしなければいけないものがたくさんある部分です。ただ、一つ参考になるかと思いますが大阪の箕面市が市内の4分の3の地域をすべて禁止区域としました。これに関しては、条例も自然との調和というのではなくて、太陽光発電設備を規制する条例ということを明確に規定しています。私は最終的にはこの北杜市を将来どういう市にするかというのは皆さんのお考え次第だと思います。とにかく個人の財産権、個人の経済活動をすべて優先させてごちゃごちゃの町でもいいという考えでいくのか、それとも本当にこの土地の将来像を考えてどうするのが北杜市にとって一番いいのか、そういうものがなければ多分条例を作ったとしても絵に描いた餅になる気がします。ですから、皆さんの中で本当によく考えていただいて、20年、30年、40年、皆さんのお子さんお孫さん、そのために北杜市はどうかになればいいのか。その哲学がなければ何をやっても結果は同じじゃないかと思います。箕面市のまちづくり政策室の方とお話をしましたけれども、そこははっきりされています。市として自分たちが一番大事にするのは森林であるということで、森林エリアについてはすべて禁止としました。そして、これで事業者から訴えられたとしてもそれは司法の判断であると、その場まで持ち込むということは仰っていました。

私も立地に関して、さっきF I T法で既に認定があると仰いましたけれども、これはF I T法の趣旨や目的と、今後私たちが希望するような立地規制に関する条例というのが、趣旨や目的も全く異なります。残念ながら、経済産業省資源エネルギー庁は立地に関して一切判断していません。ですから、

ここは砂防指定地であるとか土砂災害危険区域だとか、それは全く考えていない。単に土地が確保できているかどうか、それだけを判断しているということをして是非ご理解いただきたいと思います。

(議長) ありがとうございます。時間がちょうど来たようですが、1項目から6項目が終わったところで次のステージに移ることになると思います。1項目目については話されたように条例化に向けていくという話ですが、これも6項目目が終わってすべて関わる部分もあるので判断していく事項かと思えます。それと(委員)が仰ったように、今後のルール作り、あるいは条例化ということにしても先ほどと同じで項目別に。やはり1から6まですべて終わった中でもって、あらゆる議論はリンクされていくので、次のステージで話されていくのではないかと思いますので、この項目に関しましても集約させていただきたいと思います。

次回について引き続きお話をさせていただきたいのですが、残りの4項目について引き続きご議論いただくというような内容でよろしいでしょうか。

(委員) 議論の内容はそれで構わないのですけれども、前回から2ヶ月も経っているのでとにかくスピード感を持たないといけないと思っています。皆さんここにいる委員の方々も課題として何か解決しなければいけないという思いは共通認識として持たれていると思うので、一刻も早くできれば結論に導く必要があると思います。スケジュールをできればタイムリーにというのは委員長の取り計らいをお願いしたいと思います。

(議長) 許す範囲でそうさせていただきたいと思います。なお、議事の進行については冒頭や先ほど(委員)が仰いましたように、なるべくスムーズに進行したいと思いますので、今後はすべて資料が手元にございますのでそれに基づいた内容についての議論していただくよう、重ねてお願い申し上げます。私のほうからもこのように皆さんをお願いしたいところでございます。

それでは、次の議事については皆様の承認を得ましたので、それでもって次の第5回目の会議を開催したいと思いますが、時期についてはこのあと週末、そしてゴールデンウィークといろいろ事業等ございますので、また事務局含め委員の皆様と擦り合わせをした中で、次の開催日の決定をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。(委員)。

(委員) 冒頭にどなたか言ったと思いますけれども、(委員)も仰ったように、今回2ヶ月というのはあまりにも長かったかなと私は思います。事務局の方、色々調整だとか議会だとか、本当に難しい部分があったと思います。別に徒に延ばしているとは思いません。皆さんの努力の結果だとは思うんですけれども、やはり他のことと違って5年後でも10年後でもいいという話ではないんです。私たちがやっていることは2年経ってしまったら全く意味がない

です。ですから、そこを考えていただいて何らかの方法、遠くから来ていらっしゃる方もいらっしゃるの、お忙しいでしょうスケジュール調整があるかと思えます。ぎりぎりに言えば言うほどスケジュール調整は難しくなるので、もちろん色々な方法は考えていらっしゃると思うんですけども、例えば向こう3ヶ月、6ヶ月の仮の予定でも押さえて、そしてその中で緊急事態が起こったときは変えるとか、遠方からいらっしゃる方だったら、2時間を3回やるんだったら3時間を2回やるとか。そういった色々な方法が考えられないのかなと思えます。

あと、公開に関する意見というのをいつもいただいて1週間か2週間後に返しますよね。そういったものがありますし、2週間前に連絡とかそういったところが遡るとどうしても1ヶ月くらいになってしまうんですよ。私はこの委員会の内容は、個人の方のお話をするわけではないので基本的に公開できる内容ではないかと思うんです。ですから、これは基本的に公開にするとか例えばここで決めていただいて、その確認をする1週間なり2週間なりの部分をカットするとか、そういった工夫をされていったらいかがかなと。一つ思うのが今そこだけなんですけれども。

あとは開催の頻度や時間といったことを、これはこの場で返事をしていただかなくていいのですけれども、何かの形で早くしないと太陽光がどんどんできてしまう。今まで10月から3月の間は設置は本当に少ないです。やはり4月以降になるとあつという間に設置が増えていきます。ですから、できることをほんの少しずつでもいいので早くやる方向で是非工夫をお願いいたします。

(委員) まもなく3月が終わりまして、猶予期間1年が過ぎて標識などを付ける、そういうことがあります。それから私も20分の1の席でおりますけれども、周辺の工作物の施設をできるだけご覧いただいて、国のガイドラインに表現されている条件を満たす、そういう標識が作られているかどうか、行政も色々とされると思えますけれども、私たちもその実態を見て、そうすればこの議論がプラスの方向で機能させることができるのではないかと今思っておりますのでよろしくお願いします。以上です。

(議長) それでは、次回の開催については期間を縮めるよう努力させていただきますので、以上をもちまして本日の会議は…

(委員) 公開に関する件ですが…

(事務局) ご通知を差し上げているときに、公開についてご確認をさせていただいていることですよ。今皆様でお図りしていただいて、よろしいということであれば原則公開ということでお伺いいたします。ただ、時間的にご通知をする事前のタイミングがありますけれども、皆様にご通知差し上げてか

ら公開をするまでにホームページに審議会のお知らせをするまでのタイムラグを短縮するという意図のものかなと思いますので、皆様で決めていただければ今後はそのように計ることが可能です。

(議長) 公開をするということで皆さんよろしいでしょうか。

(一同) 異議なし

(議長) では、皆さん異議ないようですので公開をするということでよろしく願いいたします。他よろしいですか。

それでは、これで議事が終了しましたのでご協力ありがとうございました。

(事務局) 委員長、議長として議事進行ありがとうございました。それでは閉会の言葉を坂本副委員長お願いいたします。

(副委員長) 只今をもちまして、第4回北杜市太陽光等再生可能エネルギー発電設備設置に関する検討委員会を終了いたします。どうもお疲れ様でした。

(事務局) ありがとうございました。

9 閉会

会議終了 午後4時10分